

公立大学法人山口県立大学と地方独立行政法人山口県立病院機構との連携・協力に関する覚書に基づく協議書

公立大学法人山口県立大学（以下「甲」という。）と地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「乙」という。）は、平成25年10月29日に交換した「公立大学法人山口県立大学と地方独立行政法人山口県立病院機構との連携・協力に関する覚書」第4条の規定に基づき、連携・協力の細目等について、次のとおり協議を行った。

（連携・協力の細目等）

第1条 甲及び乙は、連携・協力し、次の取組を行う。

- 1 乙は、乙が定める「山口県立病院機構看護職員確保対策給付金支給要綱」に沿って、甲に資する看護師等修学資金返還支援給付金の支給制度（職員採用に係る募集手続きを含む。）を設置する。
- 2 乙は、甲の選抜した学生を対象に看護教育（実習を含む。）を行う。
- 3 地域医療の向上に資するため、乙から甲へ必要な経費を寄附する。

（協議書の有効期間）

第2条 本協議書の有効期間は令和7年3月31日までとする。ただし、この協議書の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議書の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な見直しを行うものとする。

（その他）

第4条 本協議書に定めのない事項や条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議の上、解決するものとする。

以上のとおり協議したことを証するため、本協議書を2通作成し、双方署名の上、各自1通を保有する。

令和5年8月25日

甲 公立大学法人山口県立大学

理事長

岡 正 翔

乙 地方独立行政法人山口県立病院機構

理事長

岡 紳 爾